

議第69号

三島市都市公園条例の一部を改正する条例案

三島市都市公園条例（平成5年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

楽寿園	遊具(市長が定めるものに限る。) 専用駐車場
-----	---------------------------

を

」

「

楽寿園	遊具(市長が定めるものに限る。) 専用駐車場 梅御殿
-----	----------------------------------

に改める。

」

別表第2中

「

楽 寿 園	遊 具	遊具(硬貨式自動	1 人	1 回	100円
		遊具を除く。)	回数券	11回券	1,000円
		硬貨式自動遊具	1	回	100円
	専 用 駐 車 場	自動車(大型乗用 自動車を除く。) 1 台	2 時 間 ま で		200円
2 時 間 を 超 え た 場 合 は、30分ま でごとに				50円	

」

を

「

	遊 具	遊具(硬貨式自動	1 人	1 回	100円
		遊具を除く。)	回数券	11回券	1,000円

楽 寿 園		硬貨式自動遊具	1 回	100円	
	専 用 駐 車 場	自動車(大型乗用 自動車を除く。) 1台	2 時 間 ま で	200円	
			2 時 間 を 超 え た 場 合 は、30分ま でごとに	50円	
	梅 御 殿		午 前	午 前 9 時 から 正 午 ま で	2,010円
			午 後	午 後 1 時 から 午 後 4 時 30 分 まで	2,690円
			昼 間	午 前 9 時 から 午 後 4 時 30 分 まで	4,700円

」

に改める。

別表第3中

「

公園施設を管理する場合	楽寿園の食堂	1月	340,000円
	楽寿園の売店	1月	275,000円
	長伏公園の売店	1年	515,000円

」

を

「

公園施設を管理する場合	楽寿園の売店 (桜)	1月	19,900円
	楽寿園の売店 (紅葉)	1月	9,900円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第3項の規定による改正前の三島市民文化会館条例（平成2年三島市条例第20号）の規定によりされた梅御殿に係る処分、手続その他の行為は、改正後の三島市都市公園条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(三島市民文化会館条例の一部改正)

- 3 三島市民文化会館条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

リハーサル室(ホール併用以外)	2,570円	3,090円	5,660円	3,600円	6,690円	9,260円
梅御殿	6,180円	8,240円	14,420円			

」

を

「

リハーサル室(ホール併用以外)	2,570円	3,090円	5,660円	3,600円	6,690円	9,260円
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

に改める。

平成24年9月11日提出

三島市長 豊岡 武士